

資料 1

泉南市公共施設等最適化推進委員会委員名簿

(令和8年1月16日委嘱時点)

所 属 等	氏 名	備 考
学識経験者（甲南大学 経済学部）	足立 泰美	規則第2条第1号
学識経験者（和歌山大学 システム工学部）	川角 典弘	規則第2条第1号
公募市民	松本 啓子	規則第2条第2号
公募市民	谷 珠理	規則第2条第2号
関連団体代表者（区長連絡協議会）	上中 喜美夫	規則第2条第3号
関連団体代表者（泉南市商工会）	山上 真利	規則第2条第3号
		計6名

(敬称略、順不同)

泉南市公共施設等最適化推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例（昭和46年泉南市条例第11号）第3条の規定に基づき、泉南市公共施設等最適化推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、公共施設等の最適化に関する計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画策定後の進捗管理や評価に関すること。
- (3) 公共施設等の維持管理の最適化及びその他公共施設マネジメントの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識経験を有する学識経験者
- (2) 公募市民
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、公共施設再編室公共施設再編課に置く。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日規則第9号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。